

第 2 期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画の作成について

1 計画作成の目的

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業等）の量の見込み及び確保方策（提供量）等を定めた「子ども・子育て支援事業計画」の作成が義務化されています。

現計画の計画期間は平成31年度で終了することから、平成32年度から5年間の次期計画（第2期計画）の作成に向けて、平成30年度は、需要量の見込みを設定する上での基礎資料とするため、市民ニーズ調査を実施します。

平成31年度は、国の基本指針等を基に、市民ニーズ調査の結果や子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、計画を作成します。

※ 市民ニーズ調査は、内閣府から平成30年8月発出予定の、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の参考とするための手引きを参照の上、子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、実施する予定です。

【参考：子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 計画期間

平成32年度から平成36年度までの5年間

3 作成体制

(1) 市民参画

名称	内容
子ども・子育て会議	市の執行機関の附属機関として、学識経験者、各種団体の代表者、公募市民等により組織し、計画案について審議を行います。
パブリック・コメント手続	公正の確保と透明性の向上を図るため、計画案を市ホームページなどで公表し、幅広く市民の意見を募集します

(2) 庁内体制

名称	内容
連絡調整会議	子ども・子育て支援事業計画に掲げる施策を担当する所管の課長級職員で構成し、計画案の策定作業を行います。

4 スケジュール（案）

※ 現時点での案であり、国からの通知等により変更する場合があります。

(1) 平成30年度

8月29日	第1回子ども・子育て会議
11月初旬	第2回子ども・子育て会議 市民ニーズ調査票（案）について 等
11月～12月	市民ニーズ調査の実施
1月	第3回子ども・子育て会議 市民ニーズ調査結果（速報値）について 等
3月	第4回子ども・子育て会議 市民ニーズ調査の結果報告について 等

(2) 平成31年度

6月	第1回子ども・子育て会議 量の見込みと確保方策について 等
----	----------------------------------

- | | |
|------------|--|
| 8月 | 第2回子ども・子育て会議
計画案について 等 |
| 11月 | 第3回子ども・子育て会議
計画案について 等 |
| 12月～1月 | パブリック・コメント手続の実施 |
| 1月～2月 | 第4回子ども・子育て会議
パブリック・コメントを踏まえた計画案について 等 |
| 3月 | 計画作成 |
| (3) 平成32年度 | 第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画スタート |